

各位

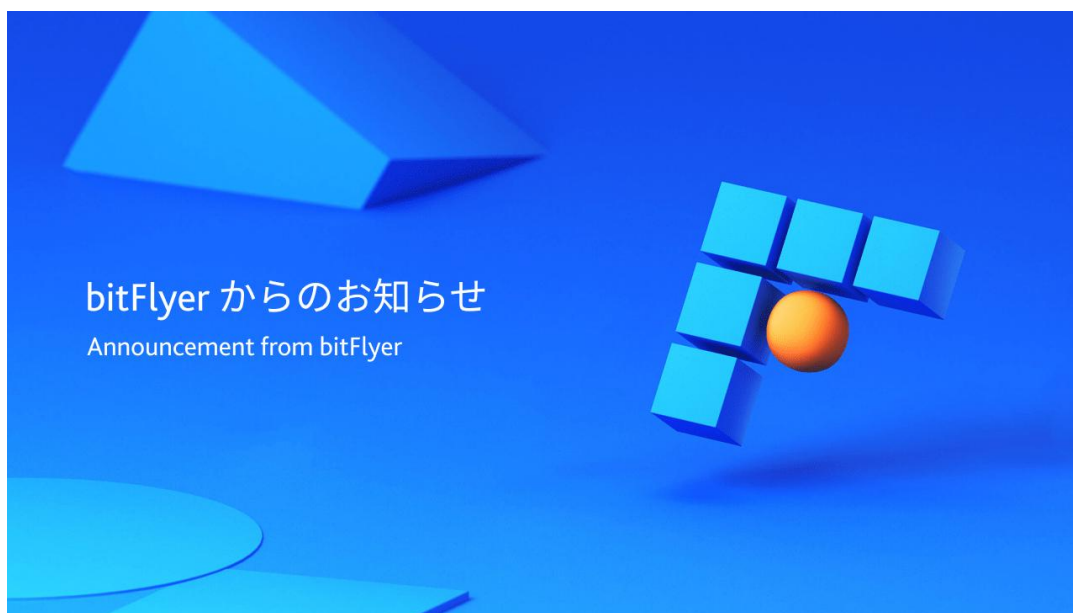
2025 年 7 月 25 日
株式会社 bitFlyer

トラベルルールの通知対象法域（国・地域）追加に伴う
暗号資産送付先リスト変更及びご利用規約改定のお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、2025 年 8 月 1 日（金）に暗号資産の取引経路の追跡を目的とするトラベルルールにおいて通知対象法域（国・地域）が追加されることに伴い、「暗号資産送付先リスト」を変更することをお知らせいたします。

本変更は、トラベルルールに基づき、当社が指定する送付先からお客様に選択いただくことを目的として実施するものです。詳細につきましては、下記をご確認ください。また、本変更に伴い、7 月 30 日（水）にご利用規約を改定いたします。

当社は今後もお客様に安心してご利用いただける取引環境の構築に努めてまいります。



■ トラベルルールとは

国際的な金融犯罪対策の基準を定める FATF（金融活動作業部会）が各国に導入を求めている規制で、暗号資産の取引経路の追跡を目的としています。通知対象法域（国・地域）に所在する暗号資産交換業者または金融機関に対して、暗号資産の送付時に送付人及び受取人の情報を通知することが義務付けられています。マネーロンダリングやテロ資金供与などの不正利用の防止が目的です。

■ 暗号資産送付先リストの変更

2025 年 7 月 30 日（水）に「暗号資産送付先リスト」を変更します。現在は「暗号資産送付先リスト（変更前）」に存在しない暗号資産取引所及び金融機関に暗号資産を送付する場合は「その他」を選択いただき、個別に送付先情報をご入力いただいています。7 月 30 日に「その他」

を廃止し、当社が事前に審査した暗号資産取引所及び金融機関のリスト（以下「暗号資産送付先リスト（変更後）」）の中からお客様に選択いただく形式に変更します。

これまでは、お客様が「その他」を選択してご入力内容を誤るケースや、「暗号資産送付先リスト（変更前）」に対象の暗号資産取引所及び金融機関が存在するにもかかわらず誤って「その他」を選んでしまうケースがありました。その結果、当社側で不正取引の疑いがあると判断し、送付を一時的に停止することがありました。

今回、「その他」を廃止したことで、お客様が送付先の選択を誤るリスクを低減し、安心して当社サービスをご利用いただくことにつながります。

なお、「暗号資産送付先リスト」の変更に伴い、現在、送付可能な暗号資産取引所及び金融機関のうち、一部は 7 月 30 日から送付できなくなりますのでご注意ください。

「暗号資産送付先リスト（変更後）」及び送付可能な暗号資産は以下をご確認ください。なお、プライベートウォレットはトラベルルールの対象外であり、従来どおり送付可能です。

暗号資産送付先リスト（変更後）			
対象法域の有無	所在地	暗号資産取引所・金融機関	送付可能な暗号資産 *
通知対象法域 （日本を含む）	国内	bitFlyer（ビットフライヤー）、 Coincheck（コインチェック）	グループ A
	海外	bitFlyer USA, Balance, BINANCE.US, CIRCLE, coinbase, coinbase Singapore, coinhako, crypto.com, GEMINI, KRAKEN, PayPal, Robinhood, SwissBorg	
非通知対象法域	海外	BigONE, BINANCE, bitcastle, Bitget, bitkub, bitrue, BYBIT, CRYPTOGT, DMW, FXGT.com, HTX, KUCOIN, MEXC, OKX, POLONIEX, PROBIT GLOBAL, vantage trading, XT	グループ B

- 図 1 -

プライベートウォレット
送付可能な暗号資産 *
グループ B

- 図 2 -

* 送付可能な暗号資産は、下記の図 3 をご確認ください

■ 送付可能な暗号資産

送付可能な暗号資産		
暗号資産 \ グループ	グループ A	グループ B
BTC	○	○
ETH	○	○
BAT	○	○
LINK	○	○
MATIC	○	○
MKR	○	○
SHIB	○	○
PEPE	○	○
POL	○	○
RNDR	○	○
SAND	○	○
LSK	○	○
PLT	○	○
XRP	×	○
BCH	×	○
DOT	×	○
LTC	×	○
XLM	×	○
ETC	×	○
XTZ	×	○
FLR	×	○
XEM	×	○
XYM	×	○
MONA	×	○
ELF	×	○
APE	預入・送付未対応	
AVAX	預入・送付未対応	
AXS	預入・送付未対応	
CHZ	預入・送付未対応	
DAI	預入・送付未対応	
DOGE	預入・送付未対応	
GRT	預入・送付未対応	
IMX	預入・送付未対応	
MANA	預入・送付未対応	
MASK	預入・送付未対応	
ZPG	預入・送付未対応	
ZPGAG	預入・送付未対応	
ZPGPT	預入・送付未対応	

■ 送付可能な暗号資産の注意点

当社は、トラベルルールにおいてお客様の情報を送付先に通知するソリューションとして

「Travel Rule Universal Solution Technology（以下「TRUST」）」を採用しております。

グループ A で「×」になっている暗号資産は、TRUST が対応していない、または TRUST には対応しているものの当社のシステムが対応していないため送付できません。

「預入・送付未対応」となっている暗号資産は、当社のシステムで預入及び送付に対応していないため送付できません。

■ 現在の通知対象法域（国・地域）

アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルバニア、イスラエル、インド、インドネシア、英国、エストニア、カナダ、ケイマン諸島、ジブラルタル、シンガポール、スイス、セルビア、大韓民国、ドイツ、ナイジェリア、バーレーン、バハマ、バミューダ諸島、フィリピン、ベネズエラ、ポルトガル、香港、マレーシア、モリシャス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

■ 新たに追加される通知対象法域（国・地域）

アイルランド、イタリア、ウズベキスタン、英領バージン諸島、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、ジャージー、スウェーデン、スペイン、スロベニア、スロバキア、チェコ、デンマーク、トルコ、ナミビア（暗号資産のみ）、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、マルタ、マン島、南アフリカ共和国、ラトビア、リトアニア、ルーマニア

詳しくは金融庁が公表した「トラベルルールの対象法域について」をご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250625/03.pdf>

■ ご利用規約改定

「暗号資産送付先リスト」の変更に伴い、2025 年 7 月 30 日（水）付でご利用規約を改定いたします。改定後の書面及び新旧対照表は下記リンクよりダウンロードいただき、ご確認をお願いいたします。

ご利用規約

<https://bitflyer.com/pub/20250730-explanation-usepolicy-amendment-ja.pdf>

新旧対照表

<https://bitflyer.com/pub/20250730-explanation-usepolicy-comparison-ja.pdf>

bitFlyer グループについて

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ、2014年に株式会社 bitFlyer は創業しました。お客様にご愛顧いただき、国内でビットコイン取引量 9 年連続 No.1* を達成しました。bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産交換業を展開しています。また、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン Miyabi を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。さらに、株式会社 Custodiem では機関投資家による暗号資産への投資が広がることを想定し、機関投資家を対象にした暗号資産の預かり事業（クリプトカストディ事業）を新たに展開する予定です。グローバルに web3 事業を展開するグループ間の相乗効果を活かしてアジア No.1 の web3 カンパニーを目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

* 国内暗号資産交換業者における 2016 年～2024 年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高。
(日本暗号資産等取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産等取引業協会の統計情報については 2018 年以降分を参照)

【注意事項（よくお読みください）】

- ・ 暗号資産は法定通貨ではありません
- ・ 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます
- ・ 暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります
- ・ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります
- ・ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります
- ・ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください
- ・ 販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです
- ・ 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です
- ・ 契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト : <https://bitflyer.com> お問い合わせ先 : <https://bitflyer.com/ja-jp/contact>